

ばく露低減措置：呼吸用保護具の適切な選択

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に呼吸用保護具を使用させる場合、呼吸用保護具の使用は、①優先順位が上位のばく露低減措置が困難な場合の最後の手段であること。②労働者の意見の聴取が必要なこと。③保護具着用管理責任者の選任と管理が必要なこと。④定期的なフィットテストが必要なことなどに留意する必要があります。

技術上の指針での濃度基準値設定物質のばく露低減措置に係る呼吸用保護具の適切な選択について下記に示しました。

呼吸用保護具の適切な選択

労働者に使用させる呼吸用保護具については、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。要求防護係数は、次の式により計算する。

$$PFR = C / C_0$$

*この式において、PFR、C及びC₀は、それぞれ次の値を表すものとする。

PFR：要求防護係数

C：化学物質の濃度の測定の結果得られた値（最大の値）

C₀：化学物質の濃度基準値

※複数の化学物質を製造し、又は取り扱う場合は、それぞれの化学物質ごとに算出された要求防護係数のうち最大のものを当該呼吸器保護具の要求防護係数として取り扱う。

※指定防護係数は、技術上の指針の別表第3-1～第3-5に示す指定防護係数とする。

※ただし、技術上の指針の別表第3-5に示す指定防護係数については、当該呼吸用保護具の製造者の当該指定防護係数を上回ることを明らかにする書面が必要。

※蒸気及び粒子の両方によるばく露が想定される物質については、防じん及び防毒の両方の機能を有する呼吸用保護具を労働者に使用させる。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援